

ID: 407

担当部署: 上下水道局

処分の概要	指定業者証の交付及び再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置工事指定業者に関する規程 第5条第1項及び第3項		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第16号		
【根拠条文】 (指定業者証の交付) 第5条 市長は、前条の指定を行ったときは、速やかに指定業者に長門市水道給水装置工事事業者証(別記様式第3号。以下「指定工事事業者証」という。)を交付する。 2 指定業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第15条の指定の取消し若しくは第16条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を市長に返納するものとする。 3 指定業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定の基準) 第3条 市長は、前条による申請者のうち次にあてはまる者につき、審査の上指定業者として指定する。 (1) 事業所ごとに主任技術者を置くこと。 (2) 業務遂行に必要な従業員及び厚生労働省令で定める機械器具を有すること。 (3) 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の3第1項第3号の欠格要件に該当しないこと。 (4) 長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条第1号、第2号及び第3号に該当しない者			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日